

町有財産せり売り公告

八丈町公告第 3 号

令和 8 年 5 月 2 2 日

下記の町有財産の売却処分について、次のとおりせり売りを行いますので地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

1. 売払物件

売買区分 番号	名称	品名	規格等	数量等
80101	断熱材、防水シート等 一式	ギルフォーム W 2 5	25×900× 1,200mm	4 0 枚 (4 梱包)
		シングルドリ ッパ T 2 5	2m	2 0 本 (5 箱)
		ジョイント板	シングルドリ ッパ T 2 5 用	2 0 枚 (2 袋)
		シングルエッ ジ T 2 5	2m	1 0 本 (3 箱)
		ジョイント板	シングルエッ ジ T 2 5 用	1 0 枚 (1 袋)
		AS ディスク		5 0 0 枚 (5 箱)
		AS パッチ	200mm×16m	6 本
		ガムクールベ ース E	1×12m	2 本

※ いずれも、田島ルーフィング株式会社製

2. 参加資格に関する事項

せり売りに参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げる者はせり売りに参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者
- (2) 八丈町が定める八丈町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークション

(紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをい
い、以下「売却システム」という。)に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、
遵守できない者

- (3) 税金、又は八丈町の公債権等に滞納がある者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第7条の規
定により指定された暴力団及びその構成員
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による
更生手続きの開始の申し立てがなされている法人
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第
2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供しようとする者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147
号)第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用に供しようとする者
- (8) 18歳未満の者
- (9) 日本語が理解できない方
- (10) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する者

3. 参加申し込み

- (1) せり売り参加仮申し込み

- ア 手続きの内容

売却システムでせり売り参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛に手
続きが完了した旨の電子メールが届きます。

- イ 手続き期間

令和8年5月29日(金)午後1時から令和8年6月16日(火)午後2時

- (2) せり売り参加本申し込み

- ア 手続きの内容

仮申し込みを行った後、(3)のとおり必要書類を八丈町に提出するほか(4)のと
おりせり売り保証金を納付してください。八丈町の確認後、登録アドレス宛に手続きが
完了した旨の電子メールが届きます。

- イ 手続き期限

令和8年6月24日(水)午後2時

※郵送の場合は、不着などのトラブルを避けるため、簡易書留による送付をお勧めしま
す。また、申込締切日の消印有効としますが、せり売り前日までに八丈町が書類を確
認できない場合はせり売りに参加することができません。

- (3) 必要書類の提出

- (ア) 公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
- (イ) 住民票の写し(法人の場合は、商業登記簿謄本)
- (ウ) 印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)

- (エ) 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書
- (オ) 住民（町民）税及び固定資産税の納税証明書
- (カ) 代理人によりせり売りに参加する場合にあつては、委任状

※提出先

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2
八丈町建設課管財係まで提出ください。

※一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) せり売り保証金の納付

クレジットカードによる納付のみとなります。

4. 下見について

下見を希望する方は事前に電話予約をお願いします。尚、梱包の開封はできません。

- (1) 日程：令和8年5月29日(金)午後1時から令和8年6月16日(火)午後2時の間
- (2) 申し込み方法：電話での事前予約必須
- (3) 場所：東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2
- (4) 連絡先：八丈町建設課管財係 04996-2-1124

5. せり売り及び開札

(1) せり売り期間

令和8年6月30日(火)午後1時から令和8年7月2日(木)午後11時まで

(2) 開札

令和8年7月3日(金) 午前9時以降に行います。

6. せり売りをなかつたものとする取り扱い

八丈町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争せり売りに参加できない要件に該当する者が行ったせり売りについて、当該せり売りを取り消し、なかつたものとして取り扱うことがあります。せり売り期間中にその時点における最高価格のせり売りをなかつたものとした場合、当該せり売りに次ぐ価格のせり売りを最高価格のせり売りとし、せり売りを続行します。

7. 落札者の決定方法

せり売り期間終了後、八丈町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上のせり売りにおいて、せり売り価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格であるせり売り者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額のせり売り価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

8. 売却代金の納付方法及び期限

八丈町の発行する納入通知書により、令和8年7月21日(火)14時30分までにその指定する場所において納付してください。また、銀行振込の場合は、確認に時間がかかるため、令和8年7月17日(金)までお手続きをお願いいたします。

9. 売買契約締結期限

令和8年7月21日（火）

10. その他

- (1) 契約の締結に要する収入印紙、その他契約の締結及び履行に関し必要となる一切の費用は落札者の負担とします。
- (2) ここに定めのない事項については、関係法令等の規定により処理します。
- (3) 最高落札金額に別途消費税及び地方消費税が10%がかかります。これを加算した金額を売買代金といたします。

八丈町長 山下 奉也